平成２６年（フ）第３５号
青森県弘前市大字石渡３丁目１番地10　スペースＪ－Ａ号室、住民票上の住所青森県三沢市大字三沢字後久保125番地７
債務者　齋藤　智哉
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第４５号
福島県二本松市原セ諏訪117番地１　市営住宅原セ諏訪団地49号
債務者　栗城　雄一
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１３３号
千葉県印西市大塚３―18―３　オーチャードベルⅠ―202、住民票上の住所千葉県白井市桜台２丁目６番２棟702号
債務者　鈴田智美恵
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１４２号
千葉県成田市並木町25番地93　アイケイハイム沢山Ｄ203
債務者　齊藤　節子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９１号
岡山県倉敷市生坂68番地７
債務者　平澤碧沙子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
岡山県浅口市金光町占見1619番地１　コーポ宮東201号室
債務者　河本　昌輝
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
岡山県倉敷市玉島１丁目15番34号　サンライズ玉島415号
債務者　藤原　裕司
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
埼玉県富士見市関沢３丁目37番５号　コーポみよし105
債務者　多田　良仁
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７０号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田47番地１　小谷野マンション103号
債務者　中村　模子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２５３号
大阪市西成区花園北２丁目14番４号　明和荘
債務者　岡本文男こと　李　　文男
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００２号
大阪府門真市石原町17番２号
債務者　三浪惠市郎
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８１号
大阪市東淀川区東中島５丁目15番10号
債務者　作田　利規
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１０号
大阪府東大阪市加納２丁目１番５号
債務者　北　　麻衣
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１２８号
大阪市東淀川区西淡路６丁目３番２―401号
債務者　庭瀬利惠子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４２号
大阪市東淀川区東中島１丁目12番７―406号
債務者　藤木　敦志
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７０号
大阪府吹田市五月が丘南32―１―505、住民票上の住所兵庫県篠山市吹新12番地４セレ―ノ篠山Ｂ―101号、住民票上の前住所兵庫県篠山市字土361番地７
債務者　西村　信幸
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部